

規定違反の過失	段階	処分内容
違反軽度 （ヘルメット未装着・機材未整備）	処分①	□頭注意＋理由書提出＋訓戒
違反中度 （一人作業・事故、トラブルの未報告・個人情報の紛失）	処分②	□頭注意＋理由書提出＋指導＋就業停止（2カ月）
違反重度 （詐欺行為・チップソー使用・事故、トラブルの虚偽、隠蔽）	処分③	□頭注意＋理由書提出＋理事会報告＋指導＋就業停止（9カ月）
過失多発（過失中度・重度2回目～/2年）	処分④	□頭注意＋理由書提出＋理事会報告＋指導・就業無期停止＋職務変更勧告

注）訓戒には就業停止予告を含む。

※ 違反行為防止と事故防止を目的として、一定期間の運用とし、定期的検証及び見直しを行います。